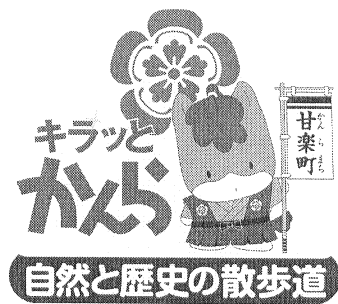




第4次甘楽町行政改革大綱

平成24年9月
甘 楽 町

目次

I 総論

- 1. 行政改革の必要性 ----- 1
- 2. 総合計画の推進 ----- 1
- 3. 実施期間 ----- 1

II 基本構想

- 1. 基本方針 ～管理から経営へ～ ----- 2
- 2. 行政改革の推進 ----- 2

III 具体的な施策

- 1. 協働によるまちづくり ----- 4
- 2. 組織・機構の整備 ----- 4
- 3. 行政システムの見直し ----- 5
- 4. 健全な財政運営の確保 ----- 6
- 5. 職員の資質向上 ----- 7
- (用語解説) ----- 9

I 総 論

1. 行政改革の必要性

少子高齢社会と高度情報社会の到来など社会情勢の変化の中、国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しが行われてきました。そして、地方公共団体の行政体制整備と確立を図るために地方への分権が本格化しています。

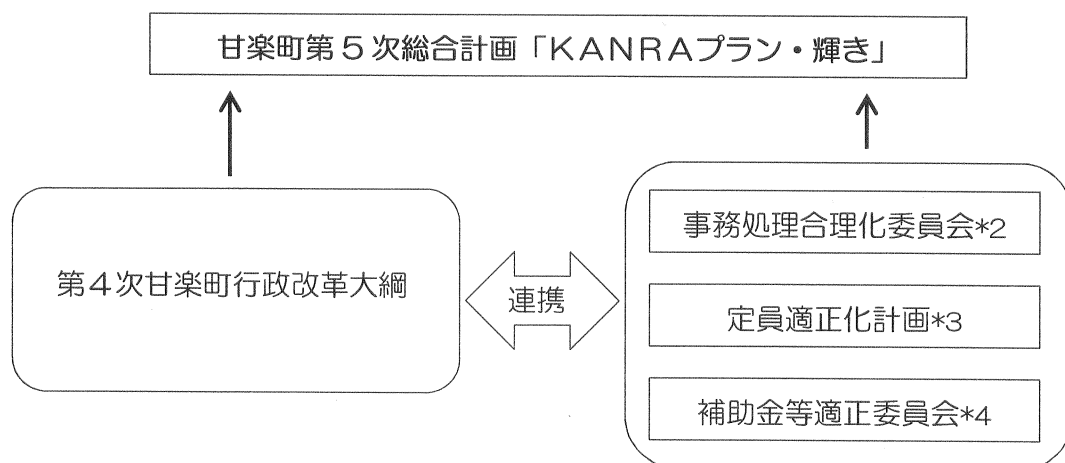
地方分権*1は、地域の自主性及び自立性を高め、「知恵と工夫の競争による活性化」を推進するものであり、従来の行政運営から、「行政経営」や「地域経営」という考え方で、質の高い行政サービスの提供が期待されています。

そのためには、「人・物・資金・情報」などの経営資源を最大限に活用し、今後も不断の行政改革に取り組んでいく必要があります。

2. 総合計画の推進

甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」は、町の進むべき方向性を総合的・体系的に示す町の最上位計画であり、10ヶ年計画のまちづくりが今年度よりスタートしました。

第4次甘楽町行政改革大綱は、総合計画の基本理念である「小さな町でも光輝き、町民が等しく安心して暮らせるまち」を実現するための施策を効果的・効率的に実現するために必要な制度、施策、組織、業務運営の改革を行うものです。



3. 実施期間

この大綱の実施期間は、甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」前期と同様に平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

Ⅱ 基本構想

1. 基本方針～管理から経営へ～

(1) 信頼と協働による行政経営

「住んでいてよかった」「これからも住みたい」と感じられる個性的かつ魅力的なまちづくりを推進するため、町民と行政の信頼のもと協働*5 による「新しい公共*6」を創出します。

(2) 地方分権にふさわしい行政経営

事務移管と規制緩和による地方分権改革は、国の機能だけでなく役割を町が果たすものとなります。町民の視点に立った政策を考え、施策を企画する体制づくりを行います。

(3) 社会情勢に対応した行政経営

社会情勢や住民ニーズの変化に適切な対応ができるよう選択と優先度の見極めを重視しつつ、経営資源を最大限に活用した行政経営を推進します。

2. 行政改革の推進

(1) 推進方法

第3次甘楽町行政改革大綱（平成19年度～平成23年度）及びまちおこしプラン*7（平成17年度～平成21年度）は、住民と行政の協力により取り組まれてきました。

第4次甘楽町行政改革大綱においても「自立したまちづくり」の精神を引継ぎながら、計画（Plan）―実施（Do）―評価（Check）―改善（Action）のPDCAマネジメントサイクル*8のもと推進していきます。

また、推進期間中における情勢の変化などによって、基本方針などに係る大きな見直しや新たな行政課題に対応するために改革の修正が必要なときは、適切に改定を行うものとします。

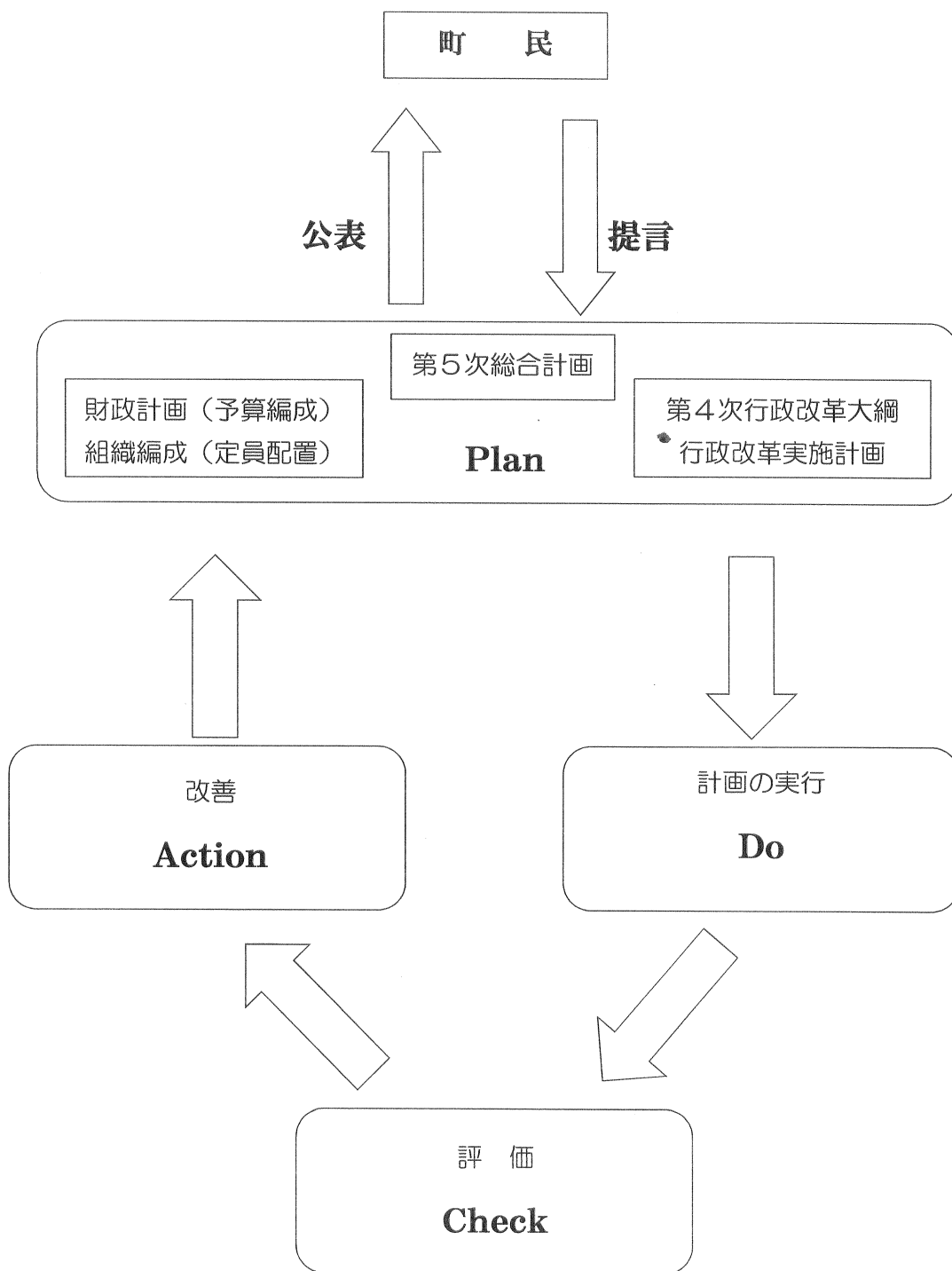
(2) 実施計画の策定と実施

各所属は、年度当初に行政改革推進のための具体的な実施計画を策定し、主体的に進行管理を行い、着実に推進します。

(3) 町民への公表

行政改革を推進するには、町民の理解と協力は不可欠です。広報紙やホームページなどにより行政改革の取組状況を公表します。

【行政改革推進イメージ図】



Ⅲ具体的な施策

1. 協働によるまちづくり

町民の行政へのニーズの複雑化、価値観の多様化により、全てを行政で対応することが難しいもの、対応すべきか判断が難しい事例も生じています。こうした課題も含め、質の高いサービスの提供や福祉の向上のためには、町民と行政の協働が欠かせません。

従来行政が行ってきた「公共」を町民・事業者・団体・行政の協働で実現できるよう取り組みます。

(1) 情報共有の推進

町民への説明責任をはたし、行政に対する関心を深め、信頼を得るため積極的な情報の提供、情報取得環境づくりに努め、まちづくり意識の共有化を図ります。

<主な推進事項>

- ・的確でわかりやすい情報提供により、「伝えた」から「伝わった」の改革を実践します。
- ・広報紙、ホームページの情報内容の充実に努めます。
- ・幅広く町民の意見を知ることができる住民参加制度（モニター制度、懇談会、パブリックコメント*9 など）の活用を図ります。
- ・エリアメール*10 導入などによる緊急的情報提供を実施します。

(2) 地域活動への支援

町民がまちづくりの主役であるという原点を踏まえ、町民と行政が信頼のうえに責任とはたすべき役割をそれぞれ分担できるよう組織と人材の育成を図ります。

<主な推進事項>

- ・町民の身近な地域課題解決のための活動を支援します。
- ・地域住民主体による各種行事などの企画、運営を支援します。

2. 組織・機構の整備

行政組織は、町民にわかりやすく、利用しやすいものであるとともに、常に社会情勢の変化や町民ニーズに適合したものでなくてはなりません。

従来の簡素化、効率化とともに企画調整、連絡調整の機能強化により政策を一環して遂行できる体制づくりをさらに推進します。

(1) 組織機構の最適化

総合計画の推進や権限移譲*11 など地方分権の進展に対応するため、継続的に組織の見直しを実施します。

<主な推進事項>

- ・事務処理合理化委員会による組織再編、分掌事務の点検と見直しを定期的に行います。
- ・臨時的組織（チーム）設置により、施策の総合的かつ機能的な推進を図ります。

(2) 職員の適正配置

組織全体の機能を発揮させ、住民サービスの質の向上を図るために組織・機構の改革、民間委託の進捗、権限移譲の状況を考慮しつつ、柔軟性のある職員配置に努めます。

<主な推進事項>

- ・職員、臨時職員、嘱託職員の配置については、行政需要に適切に対応するため、各事業の進捗状況の点検により毎年見直します。
- ・再任用職員*12、任期付職員*13 採用について検討します。
- ・類似団体*14 との比較では職員数は抑制されていますが、今後も定員適正化計画に基づいた適正な定員管理に努めます。

(3) 各種団体の適正化

従来より町内に組織されている団体については、地域の人口や構成年齢などを考慮し、活動の活性化や機能維持を図るため再編・統合を中長期的に検討します。

<主な推進事項>

- ・地域の意見を取り入れ、各種団体の組織編成について検討します。

3. 行政システムの見直し

厳しい財政運営のなか、単なる削減ではなく限られた経営財源を活用し、より効果的で効率的なサービスをいかに提供できるかという観点からすべての事業を見直す必要があります。

町民の意見を反映しつつ、事業の必要性や効果について検証し、選択と集中による行財政の仕組みを見直します。

(1) 事務事業の見直し

行政需要の多様化、高度化の進むなか、慣例にとらわれない事業の展開を検討していかなければなりません。事務事業の見直しにあたっては、経費節減のため

だけではなく、必要性、公益性、行政効果などを視点に実施します。

＜主な推進事項＞

- ・予算編成時に全庁的な事務事業の見直しを継続して実施します。
- ・効率的な事業展開を進めるため、事業の評価を行うシステムづくりとその導入を目指します。
- ・補助金等適正委員会により、内容や公益性の審査とともに、終期設定、運営費補助から事業費補助への見直しを継続します。
- ・業務に使用している各種電算システムは、ソフト面及びハード面において情報処理技術の進展に合わせて随時見直し、事務処理の改善を図ります。
- ・各種申請書、添付書類の点検を実施し、手続きの簡素化に努めます。

（２）民間委託の導入推進

国の規制緩和対策により民間事業者の行政サービスへの参入機会は拡大しています。サービスと費用の両面から事務事業を見直し、民間の専門的な知識、技術を有効に活用できる事務事業については、今後も民間委託を推進します。

＜主な推進事項＞

- ・公の施設に導入されている指定管理者制度*15については、引き続き活用を図ります。
- ・単なる民間委託だけでなく、行政と民間（事業者）との連携により行政サービスを提供する「公民連携」「官民協働」*16の手法導入を検討します。

4. 健全な財政運営の確保

行政サービスの多様化、高度化など新たな行政需要が増加していますが、経済の停滞のなか財源不足が懸念される現状です。

質の高い町民への行政サービスを継続して提供するため、事務事業の検証とともに歳入の確保、歳出の削減を図る改革を推進します。

また、中期的な財政の見通しを立て、将来にわたる財政状況や経営上の課題を明らかにします。

（１）財源の確保

公正確保の観点から税などの滞納整理の一層の推進を図ります。また、有効な土地利用・開発にも取り組むとともに、町民所得向上を図る施策を展開します。

＜主な推進事項＞

- ・滞納整理の強化を図り、収納率の向上を図ります。
- ・国や県等の補助事業の活用を図ります。
- ・土地の有効利用と開発により、企業誘致や住宅団地造成による地域活性化を

図ります。

- ・施設使用料等については、受益者負担の原則に基づき料金を再検討します。

（２）経費の節減

一般事務経費、内部管理経費をはじめとし、歳出全般においての見直しとともに起債発行の抑制など財政構造の改善に努めます。

また、公共施設の運営管理については、有効利用とともに適正な管理監督を図ります。

＜主な推進事項＞

- ・公共施設空調機の更新、ＬＥＤ照明への転換などにより電力消費を抑制し、施設管理費の削減を図るとともに環境へ配慮した施策を推進します。
- ・人件費については、今後も職員の給料の適正化や民間委託により人件費の抑制に努めます。
- ・既存の公共施設については、将来の必要性や老朽化等を考慮し、民間譲渡あるいは用途変更などの施設のあり方を検討します。
- ・新地方公会計制度*17に基づく財務諸表の活用により、財政状況の全体像を把握し効率的な財政運営に努めます。

（３）特別会計の健全化

公共下水道事業、農業集落排水事業においては事業経営の観点、受益者負担の原則により一層の財政健全化に努めます。

＜主な推進事項＞

- ・加入促進を図り、財源の確保に努めます。

５．職員の資質向上

町は、町民にとって最も身近な行政機関で「パートナー」であるとともに「役に立つ場」でなければなりません。そのためには、行政を組織する職員各々が高い意識のなか役割をはたし、町民との一層の信頼関係を築くことが必要となります。

そのため、職員としての意識のさらなる向上、能力の開発を図るとともに、その能力が業務に反映できる仕組みづくりを推進します。

（１）職員の意識向上

「組織改革は、人の改革」であり、日々の取組姿勢の実践をとおして、職員の意識と行動の変化を図ります。

＜主な推進事項＞

- ・町民の視点に立ち、町民との協働意識の向上を図ります。

- ・スピードとコスト意識の向上を図ります。
- ・変革に挑戦し、行動する意識の向上を図ります。
- ・地方分権の担い手としての意識の向上を図ります。

（２）職員の能力開発

地方分権への移行において、町は自らの地域の課題をみつけ、対策を考え、実行し、評価するという自立が求められています。

こういった状況に対応するため、職員の能力開発につながる支援の充実に努めます。

＜主な推進事項＞

- ・専門的分野や経験年数に応じた職員研修の充実に努めます。
- ・職員の自発的な勉強会など自己啓発への支援を行います。

（３）意欲が生じる職場環境

組織として職員の意識や能力の向上を図るとともに、それを引き出すことも同様に重要です。職員が能力を発揮でき、職員が意欲的に業務に取り組める環境を整えます。

＜主な推進事項＞

- ・職員の提言を業務に反映できるような体制づくりを推進します。
- ・職員の能力、職責、業績が、より適切に評価される制度導入を検討します。
- ・職員間の対話を重視し、課題の共有を図り、心身とも健全で業務を行える環境を整えます。

【用語解説】

地方分権*1

行政の権限、財源、情報などの決定権を地方公共団体に委ねることにより、地方公共団体がより自主的・自律的に行政を執行できるようにする制度。中央集権の反対語

事務処理合理化委員会*2

教育長、課長以上の職員及び町長の指名した職員で構成され、町の組織及び運営の合理化を図るため必要な事項を調査、審議し、合理化対策を確立して町長に具申し、その実現を図る組織

定員適正化計画*3

地方公共団体がその定員の適正化を推進するため、計画期間を定め、目指すべき職員数とそれを実現するための方策を盛り込んだ計画

補助金等適正委員会*4

課長以上の職員で構成され、補助金等を受けている団体若しくは新たに補助金等を受けようとする団体等が、その補助金等を公正かつ効率的に使用しているか、調査審議する組織

協働*5

町、町民、団体及び事業者がお互いの役割や特性を尊重し、共通する目的を実現するために相互理解のもと協力して行動すること

新しい公共*6

価値観が多様化し、行政の一元的判断に基づく公益の実施では対応できなくなっており、従来行政が独占的に行ってきた「公共」を住民・事業者・行政の協働によって実現するもの

まちおこしプラン*7

甘楽町が他市町村と合併せず自立を目指して策定した改革プラン。人件費の削減、事務事業の見直し、自立に向けた支援・施策等について定めた計画

PDCAマネジメントサイクル*8

事業活動における生産管理や品質かんりなどの管理業務を円滑に進める手法のひとつで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階のサイクルによって、業務を継続的に改善する

パブリックコメント*9

町の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、住民等からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して町としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続

エリアメール*10

地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信できる携帯電話向けサービス

権限移譲*11

国や県の事務を住民に最も身近な市町村に移譲すること

再任用職員*12

地方公務員法の規定により、定年退職した者等を従前の勤務実績等に基づき、採用された職員。定年前職員と同様に恒常的かつ本格的な業務に知識と経験を活かし従事する

任期付職員*13

「専門的知識経験等を有する業務」、「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」、「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる」などの状況に対応するために、任用期間を定めた任期付職員

類似団体*14

態様が類似している自治体が相互間の比較分析ができるよう、総務省が全国の市区町村を区分、類型したもの。平成23年度、町村は15類型に分類され、甘楽町の類似団体は37団体

指定管理者制度*15

公の施設の管理に民間活力を導入し、住民へのサービス向上と経費の削減を図ることを目的とする制度。甘楽町では、5施設が本制度を利用している

「公民連携」「官民協働」*16

行政と民間との幅広い連携により、行政サービスの提供を効率的に行おうという考え方。指定管理者制度もその手法のひとつ

新地方公会計制度*17

地方公共団体における従来の現金主義・単式簿記による会計制度を補完するために発生主義・複式簿記の考え方をいれた会計制度